

参 考 資 料

(個 人 所 得 課 稅 ③)

目

次

・ 金融証券市場と金融関連税制の動き	1
・ 我が国金融システムの改革～2001年東京市場の再生に向けて～	2
・ 家計貯蓄残高の種類別内訳	5
・ 商品別金融資産残高	6
・ 金融市場の概要	7
・ 所得金額の計算方法（原則）	8
・ 金融システム改革と金融関係税制－金融課税小委員会中間報告－（抄）	9
・ 主要国の負担調整に関する仕組み	10
・ 株式等の譲渡益課税状況の推移	11
・ 金融課税小委員会中間報告（抄）「株式等譲渡益課税」	12
・ 非課税貯蓄の状況	15
・ 高齢者夫婦世帯の年間収入階級別貯蓄現在高状況	16
・ 金融課税小委員会中間報告（抄）「課税繰延べ、非課税貯蓄制度」	17
・ 金融課税小委員会中間報告（抄）「生命保険料控除・損害保険料控除」	18
・ 国債登録制度と国債振替決済制度の基本的仕組み	19
・ 平成9年度公社債売買状況	20
・ 債券・株式の発行残高及び売買代金等の推移	21
・ 公社債の流通形態とその規模	22
・ 金融課税小委員会中間報告（抄）「金融関係税制の適正な執行の確保」	23
・ 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失等の繰越控除 （いわゆる“エンジェル税制”）の概要	25
・ ベンチャー支援に関する税制上の措置	26
・ 国外送金等調書提出制度の概要	27
・ 法定資料の種類	28
・ 納税者番号制度の仕組み	29
・ 個人の土地譲渡益課税制度の概要	30
・ 個人の土地譲渡益課税（イメージ図）	31
・ 土地税制に関する税調答申の主要指摘事項	32

金融証券市場の動き		金融関連税制の動き	
○証券取引法施行（銀行・証券の分離） ○外為法施行（対外取引原則禁止） 			

(平成8年11月11日)

我が国金融システムの改革 ～2001年東京市場の再生に向けて～

1. 目標～2001年にはNY、ロンドン並みの国際市場に

- (1) 優れた金融システムは経済の基礎をなすものである。21世紀の高齢化社会において、我が国経済が活力を保っていくためには、国民の資産がより有利に運用される場が必要であるとともに、次代を担う成長産業への資金供給が重要。また、我が国として世界に相応の貢献を果たしていくためには、我が国から世界に、円滑な資金供給をしていくことが必要。

このためには、1200兆円もの我が国個人貯蓄を十二分に活用していくことが不可欠であり、経済の血液の流れを司る金融市場が、資源の最適配分というその本来果すべき役割をフルに果していくことが必要。

- (2) 欧米の金融市場はこの10年間に大きく変貌し、これからもダイナミックに動こうとしている。我が国においても、21世紀を迎える5年後の2001年までに、不良債権処理を進めるとともに、我が国の金融市場がNY・ロンドン並みの国際金融市場となって再生することを目指す。

これには、金融行政を市場原理を基軸とした透明なものに転換するだけでなく、市場自体の構造改革をなし遂げ、東京市場の活性化を図ることが必要。

- (3) 上記の目標を実現するため、政府・与党を挙げて、次の課題について直ちに検討を開始し、結論の得られたものから速やかに実施し、今後5年間の内に完了することとする。

2. 構造改革への取り組み～2つの課題（「改革」と「不良債権処理」）

目標達成に向けて、市場の活力を甦らせるためには、市場の改革と金融機関の不良債権処理とを車の両輪として進めていく必要がある。

(1) 改革～3原則（Free、Fair、Global）

- ① F r e e（市場原理が働く自由な市場に）
～参入・商品・価格等の自由化
- ② F a i r（透明で信頼できる市場に）
～ルールの明確化・透明化、投資家保護
- ③ G l o b a l（国際的で時代を先取りする市場に）
～グローバル化に対応した法制度、会計制度、
監督体制の整備

（注）以上のような抜本的な金融市場改革にあわせ、金融関係税制について、公平、中立、簡素の基本理念及び課税の適正化の観点をも踏まえ、税制全体の中で所要の検討を行う。

- (2) このような徹底した構造改革は、21世紀の日本経済に不可欠なものとは言え、反面様々な苦痛を伴うもの。金融機関の不良債権を速やかに処理するとともにこうした改革を遂行していかなければならないので、金融システムの安定には細心の注意を払いつつ進めていく必要がある。

〔具体的検討項目の例〕

改革～3原則（Free、Fair、Global）

① F r e e（市場原理が働く自由な市場に）

- 新しい活力の導入（銀行・証券・保険分野への参入促進）
- 幅広いニーズに応える商品・サービス（長短分離などに基づく商品規制の撤廃、証券・銀行の取扱業務の拡大）
- 多様なサービスと多様な対価（各種手数料の自由化）
- 自由な内外取引（為銀主義の撤廃）
- 1200兆円の個人貯蓄の効率的運用（資産運用業務規制の見直しとディスクロージャーの充実・徹底）

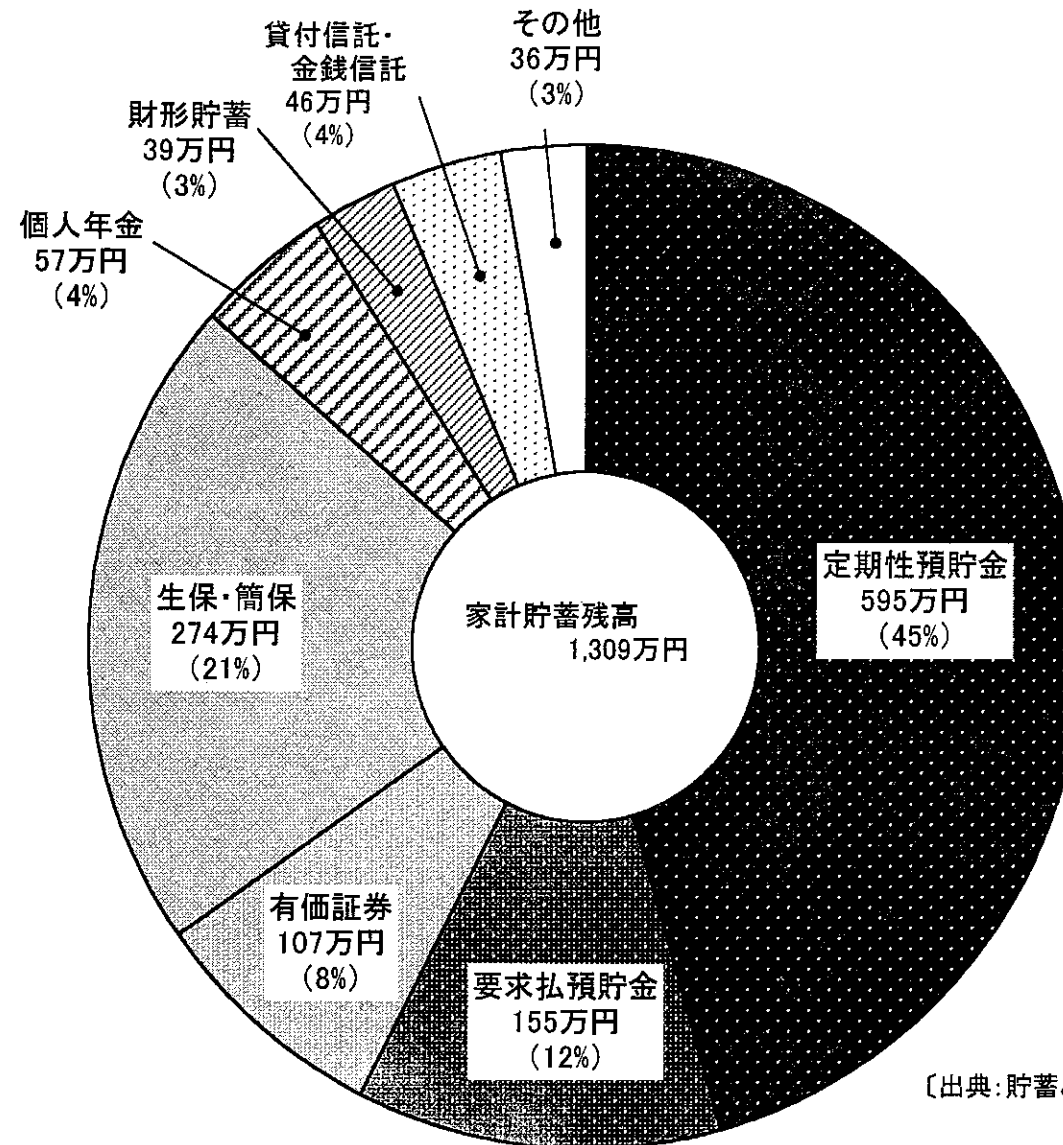
② F a i r（透明で信頼できる市場に）

- 自己責任原則の確立のために十分な情報提供とルールの明確化（ディスクロージャーの充実・徹底）
- ルール違反への処分の積極的発動

③ G l o b a l（国際的で時代を先取りする市場に）

- デリバティブなどの展開に対応した法制度の整備・会計制度の国際標準化
- グローバルな監督協力体制の確立（G7サミット・蔵相会議等で確認）

家計貯蓄残高の種類別内訳(平成10年)



〔出典:貯蓄と消費に関する世論調査:
(貯蓄広報中央委員会)〕

商品別金融資産残高

(単位:億円 平成11年6月末)

	家計	民間非金融法人企業
預金	7,019,700	1,533,273
日銀預け金		
政府預金		
流動性預金	1,141,011	442,080
定期性預金	5,858,813	972,826
譲渡性預金	621	114,591
外貨預金	19,255	3,776
株式以外の証券	824,098	463,338
政府短期証券		0
国債	63,521	4,977
地方債	3,941	7,066
政府関係機関債	6,146	6,372
金融債	137,544	53,948
事業債	6,407	20,266
居住者発行外債		
CP		56,798
投資信託受益証券	278,789	52,813
信託受益権	314,855	204,362
債権流動化関連商品		48,140
抵当証券	12,895	8,596
株式・出資金	1,187,680	1,058,254
うち株式	783,362	923,371
金融派生商品	120	14,345
フォワード系		13,262
オプション系	120	1,083

(出典) 資金循環勘定(日本銀行)

金融市場の概要

		平成11年3月末残高		平成元年3月末残高
金融市場	長期金融市場	債券市場	長期国債	273.7兆円 ↑ 153.4兆円
			地方債	13.5兆円 ↑ 6.9兆円
			政府保証債	21.2兆円 19.5兆円
			金融債	57.2兆円 54.3兆円
			普通社債	46.0兆円 ↑ 9.9兆円
			転換社債・新株引受権付社債	13.1兆円 14.0兆円
			円建外債	9.3兆円 ↑ 4.7兆円
		債券市場計 (434.0兆円)		(262.7兆円)
	株式市場		343.0兆円 ↓	520.7兆円
	短期金融市場	オープン市場	割引短期国債 (TB)	17.6兆円 ↑ 2.4兆円
			政府短期証券 (FB)	3.9兆円 1.0兆円
			コマーシャル・ペーパー (CP)	15.9兆円 ↑ 9.1兆円
			債券現先	15.9兆円 ↑ 8.2兆円
			債券レポ (現金担保付債券貸借)	39.4兆円 ↑ —
			譲渡性預金 (CD)	43.0兆円 ↑ 18.3兆円
		インターバンク市場	コール	31.9兆円 ↑ 21.2兆円
			手形	11.3兆円 18.0兆円

注 地方債は市場公募分、政府保証債はシ団引受分。

株式市場の数字は、8取引所及び店頭登録市場の時価総額。

FBについては市中残高。FBの期間は原則として60日。

所得金額の計算方法（原則）

< 計 算 方 法 >

利 子 所 得

収入金額＝所得金額

配 当 所 得

収入金額－ $\left[\begin{array}{l} \text{株式などを取得} \\ \text{するための借入} \\ \text{金の利子} \end{array} \right]$

事 業 所 得

収入金額－必要経費

不 動 産 所 得

収入金額－必要経費

給 与 所 得

収入金額－給与所得控除額

退 職 所 得

$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2}$

譲 渡 所 得

$\left[\begin{array}{l} \text{収入} \\ \text{金額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{売却した資産} \\ \text{の取得費・譲} \\ \text{渡費用} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{特別控除額} \\ \text{(50万円)} \end{array} \right]$

山 林 所 得

収入金額－必要経費－特別控除額（50万円）

一 時 所 得

$\left[\begin{array}{l} \text{収入} \\ \text{金額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{収入を得る} \\ \text{ために支出} \\ \text{した費用} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{特別控除額} \\ \text{(50万円)} \end{array} \right]$

雑 所 得

（公的年金等）収入金額－公的年金等控除額
（公的年金等以外）収入金額－必要経費

2 金融商品に対する所得課税の在り方

(2) 今後、新たな金融商品が出現してくることや、海外の多様な金融商品が利用されることが予想される中、このような商品個々の課税方法では所得分類をまたぐハイブリッド商品やデリバティブ（金融派生商品）に対応し切れなくなるとして、むしろ、例えば、「金融所得」といった形で包括的な税制の扱いを考える必要があるのではないかという意見があった。これに対し、金融と金融以外といった形で法制的に仕分けるのは難しいのではないか、金融商品は個々にリスクや必要経費の考え方が異なるので一括して課税をすることは難しいのではないか等の意見もあった。

今後の金融所得課税の在り方を考える上では、総合課税か分離課税かといった問題とあわせ、こうした問題提起も含めて検討していくべきであるが、今後どのような金融商品が出てくるかを現時点で見通すことは難しく、少なくとも当面、現実的、実務的に考えれば、租税法律主義の下で、現行制度の枠組みの中で個別商品ごとに時機を失せず検討していくことにならざるを得ないと考えられる。

(3) 現在の利子、配当、株式等譲渡益への課税方式についての従来の税制調査会における考え方は、所得の性格や把握体制等との関係で以下のように整理することができよう。

- ① 利子については、発生的大量性、その元本である金融商品の多様性・代替可能性といった利子所得の特異性を踏まえ、課税の費用面、手続面等からの諸制約をも考慮して一律源泉分離課税が採られている。
- ② 配当については、その基本的な性格は法人等からの事業収益の分配であり、利子等の金融収益とも性格を異にしている面があることや、所有者の所得階層分布もかなり異なっていること等から総合課税の考え方が採られつつ、少額の受取配当については税負担の軽減措置が講じられており、多くの場合はこの軽減措置の対象となっていると考えられる。
- ③ 株式等譲渡益については、金融所得としての特異性はあるが、利子との比較で考えると、所得者数等発生量の規模も相対的に小さく、また、必要経費の概念が認められているように、資金を調達した上で行う事業参加的な投資という事業性のある所得という性格がある。また、預貯金よりも株式の方が高所得者層により保有されており、一人当たり所得で見ても極めて多額に上る場合もある。この

ため、基本的に総合課税を目指すべきであるとしても、把握体制の現状や市場への影響等を考慮し、分離課税が採られている。

こうして見ると、利子、配当、株式等譲渡益への現行の課税方式は、それぞれの所得の性格を踏まえつつ現実の把握体制や保有階層等をも考慮すると、相応のバランスが図られており、むしろ現実的な方策と考えられる。当面、金融所得課税について現行の法制度の枠組みの下で個別商品ごとに検討していくということにならざるを得ない中では、利子、配当、株式等譲渡益課税についても基本的には現行の枠組みを維持しつつ、その中で必要な適正化を行っていくことが適当である。

(4) 利子、配当、株式等譲渡益以外の金融商品から生じる所得については、現行制度上は基本的には総合課税されることになるので、そのために必要な把握手段について適切に整備することが必要である。ただし、個々の金融商品の特質から総合課税が必ずしも適当でない場合には、所得発生の態様、性格、保有階層、把握手段等を総合的に勘案し、既存の商品とのバランスを図りながら、適切な把握体制と組み合わせつつ課税方式を考えていく必要がある。

その場合、例えば、現行の金融類似商品の利子並み課税の対象を拡大してはどうかとの意見もあるが、この方策は、利子と競合する商品、源泉徴収に適する商品に限られるほか、リストアップされる商品とされない商品とのバランスが問題となる可能性があるため、商品個々の特性を十分勘案すべきである。また、金融商品のスキームの法制化を待つのでは、金融商品の多様化に対応できないことも考えられ、行政的には、アドバンス・ルーリング（税法解釈の事前照会手続き）などの手続きにより課税の明確化が必要であるとの意見もあった。

- (5) 金融課税における地方税の課題として、株式等譲渡益や割引債の償還差益など個人住民税が非課税となっているものの取扱いがあるが、地方税の課税の適正化を図る観点から、利子割方式も参考にしながら検討する必要がある。
- (6) 金融所得課税の在り方を考えると、所得課税の税率構造を始めとして税制の基本にかかわる問題に触れざるを得ない。したがって、今後、金融所得課税を議論する場合には、所得課税や税体系の在り方について総合的な見地からの議論が必要である。

主要国の負担調整に関する仕組み

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス
個人株主段階における法人税と所得税の調整方式	部分調整方式 [配当税額控除方式により、所得税と法人税の調整を部分的に行う。 ・調整方式 配当所得を上積みとして総合課税し、下記の額を配当税額控除 課税総所得 受取配当 1千万円以下 10% 1千万円超 5%]	全く調整しない。	部分調整方式 [インピュテーション方式により、所得税と法人税の調整を部分的に行う。 ・調整方式 受取配当の 10/90 を課税所得に加え、税額計算後同額を税額控除]
法人間配当	(持株比率) (益金不算入率) 25%未満… 80% 25%以上… 100%	(持株比率) (益金不算入率) 20%未満… 70% 20%以上 80%未満… 80% 80%以上… 100%	全額益金不算入
配当利回り	0.85%	2.32%	4.03%
R O E	2.1%	18.66%	14.86%

- (注) 1. 配当利回りは、株価に対する配当の割合(「証券」(東証)95年)であり、R O E (株主資本利益率)は、株主資本に対する税引き後利益の割合(Morgan Stanley Capital International Perspective 95年)である。
2. 日本では、国税と同様に地方税において配当税額控除方式により、個人住民税と法人住民税の調整を部分的に行っている(控除率: 課税総所得1千万円以下2.8%、1千万円超1.4%)。

株 式 等 の 譲 渡 益 課 税 状 況 の 推 移

区 分			平成5年分	平成6年分	平成7年分	平成8年分	平成9年分
申告分離課税	人 員		20千人	19千人	25千人	23千人	21千人
	譲 渡 所 得 金 額		4,392億円	4,519億円	3,850億円	4,366億円	3,485億円
	譲 渡 等 所 得 税		878億円	904億円	770億円	873億円	697億円
源泉分離課税	信用取引等	総所得金額	1,671億円	1,292億円	1,463億円	1,476億円	779億円
		源泉徴収税額	334億円	258億円	293億円	295億円	156億円
	転換社債等	総所得金額	1,186億円	782億円	1,187億円	829億円	350億円
		源泉徴収税額	237億円	156億円	237億円	166億円	70億円
	その他の上場株式等	総所得金額	6,818億円	6,634億円	5,739億円	7,795億円	5,221億円
		源泉徴収税額	1,364億円	1,327億円	1,148億円	1,559億円	1,044億円
	計	総所得金額	9,674億円	8,709億円	8,388億円	10,100億円	6,351億円
		源泉徴収税額	1,935億円	1,742億円	1,678億円	2,020億円	1,270億円
	合 計	譲渡所得金額	14,066億円	13,228億円	12,238億円	14,466億円	9,836億円
		税 額	2,813億円	2,646億円	2,488億円	2,893億円	1,967億円

(備考) 「国税庁統計年報書」

「2 株式等譲渡益課税への対応

(1) 株式等譲渡益課税の経緯

株式等譲渡益課税については、昭和63年の税制の抜本改革において原則課税化されたが、その際、取引把握体制や証券市場への影響等にかんがみ当面の措置として源泉分離選択課税方式が採用された。その後、源泉分離選択課税方式については「利子・株式等譲渡益課税小委員会」において見直しが行われたが、把握体制、取得価額の計算の難しさ等を考慮し引き続き現実的な対応として維持され、今日に至っている。

(2) 今回、株式等譲渡益課税について原則課税化から約10年を経て本制度を見直し、今後の方向を示すと以下のとおりである。

① 株式等譲渡益を総合課税とすべきであるか分離課税とすべきであるかについては両様の考え方があるが、株式等譲渡益を幅広く総合課税とする場合には利子等も含める必要があり、そのためには納税者番号制度といった把握体制が必要である。当面、そのような把握体制が整わない下では、分離課税の枠組みの中での適正化を図ることが適當である。なお、資金の海外等へのシフトのおそれや、累進税率の下では各金融資産の税引き後収益が納税者ごとに異なること等から、むしろ分離課税にメリットを見出し積極的に評価する意見もある。

② いずれにしても、現行の源泉分離課税方式については、現に個人株式取引のうちかなりの部分がこの方式を選択している実情に配慮すべきであるとの意見もあったが、

イ、譲渡益のうちみなし差益率を超える部分は課税対象となっておらず、所得課税の趣旨とは外れたものとなっている、

ロ、申告分離課税との選択が認められていることから、譲渡益の大小（譲渡益と譲渡損）に応じて意図的な税負担軽減が図れる、

ハ、フリー、フェア、グローバルの3原則による金融システム改革の理念からすると、税の公平性や市場の透明性を高めることが重要であるが、アメリカ、イギリスにも無い源泉分離課税制度を維持することは、この方向に反するものである、

ニ、地方税が非課税となっている、

といった点において問題があることは否定できない。

他方、把握体制の整備や取得価額の計算、証券市場への影響といった問題については、

- イ．選択によるとはいえ申告分離課税の実績も積み重ねられてきており、株式等譲渡益には利子等に比して把握のための大掛かりな仕組みは必ずしも必要でなく、取引情報が集まる仕組みがあれば、申告分離課税へ一本化したとしても適正な申告を期待できる状況になっていると考えられること、
- ロ．実額により所得計算をして申告することは申告納税制度の基本であり、原則課税化してから相当な期間を経過した現在においてみなし課税を維持すべきではないこと、まして、相当程度の資金の移動が伴う株式の取引についてこのような配慮は適当でないこと、
- ハ．昭和63年に原則非課税から原則課税に移行した際と、原則課税化してから相当期間を経て分離課税の枠組みの中で変更する場合とでは、証券市場への影響についてもおのずと差異があること、

から、当小委員会としては、源泉分離選択課税方式は廃止し、申告分離課税に一本化することが適正化の方向と考える。

しかしながら、源泉分離課税方式の廃止は、個人の株式取引に対しかかなりの影響を与えかねないため、現在の低迷している証券市場の状況や金融システム改革の進展状況に政策的に配慮する必要があることからすれば、これを直ちに廃止することは適当でないとの強い意見があった。この場合、当面、源泉分離選択課税を維持することとなるが、課税の適正化の観点から、少なくとも源泉分離課税の税率等を見直すことが適当である。また、課税の公平性、中立性を確保する観点から、地方税における課税の適正化も図る必要がある。

なお、申告分離課税に一本化されれば、対象取引について本人確認及び課税資料の提出が必要となることは言うまでもない。

- ③ なお、利子と株式等譲渡益については、所得の性質、保有階層、所得の計算方法（取得価額の控除等）等が異なるものであり、また、納税者番号制度が導入されていない状況においては、両者に異なる課税方法が採られることは現実的な選択と考えられる。これに対し、株式等譲渡益課税を申告分離課税に一本化することは、一律源泉分離課税となっている利子課税との均衡を欠くのではないか、利子も含めた総合課税を指向すべきではないかとの意見があった。

また、株式等譲渡益課税について納税者の事務負担等から源泉分離課税の意義を主張する意見があるが、このような見解を採るのであれば、株式の譲渡については所得課税より取引課税が適当との見解を採らなければ一貫しないとの意見があった。

④ 税率構造

株式は、預貯金に比べ高所得階層が保有しており、譲渡益も相当多額になる場合もあることから、垂直的公平の観点にも配慮する必要がある、このため、従来は大口の株式取引等について総合課税とすべきであるという意見があったが、分離課税を前提としつつ、譲渡益の中で高額の部分についての税率の引上げを行うことを検討すべきであるとの意見があった。

⑤ 譲渡損失の取扱い

イ、源泉分離課税と申告分離課税が取引ごとに選択できる現行制度の下では、申告分離において譲渡損失ばかりを申告すること等による調整ができるため、次年度以降への繰越しや他の種類の所得との通算を行うことは適当でない。

ロ、申告分離課税に一本化された場合には譲渡損失への配慮も必要であり、例えば、同じ株式等譲渡益との間であれば、次年度以降への繰越しを検討してはどうかとする意見があった。

ハ、他の所得との通算について、納税者番号制度の下で総合課税を行っているアメリカにおいては一定額に制限されており、ほかの主要国では認められていない。これらの取扱いは、譲渡損失の他の所得との性格の違いや損失の発生に任意性があること等によるとされており、こうした考え方を踏まえると、我が国においても他の所得との通算は認めないことが適当である。いずれにしても、申告分離課税の枠組みの中では、所得が生じた場合には他の所得と分離して課税する一方損失のみを通算することには問題がある。」

非課税貯蓄の状況

区 分	老 人 等 少 額 預 金	老 人 等 少 額 公 債	老 人 等 郵 便 貯 金	勤 労 者 財 産 形 成 住 宅 (年 金) 貯 蓄
非課税貯蓄残高 (10年3月末) (A)	億円 302,117	億円 37,032	億円 338,405 〔 元金総額 約 269,000億円 〕	億円 87,027 〔 住宅 41,967億円 年金 45,060億円 〕 (11年3月末)
利 用 人 員 (B)	万人 1,538 (10年1月末)	万人 226 (10年1月末)	万人 1,268 (10年3月末)	万人 528 〔 住宅 218万人 年金 310万人 〕 (11年3月末)
1 人 当 た り 貯 蓄 額 (A)／(B)	196万円	164万円	267万円 〔 元金ベース 212万円 〕	165万円 〔 住宅 192万円 年金 146万円 〕 (11年3月末)

〔老人1人当たりの非課税貯蓄額〕

○ 65歳以上の総人口（平成10年4月1日現在）

2,023万人

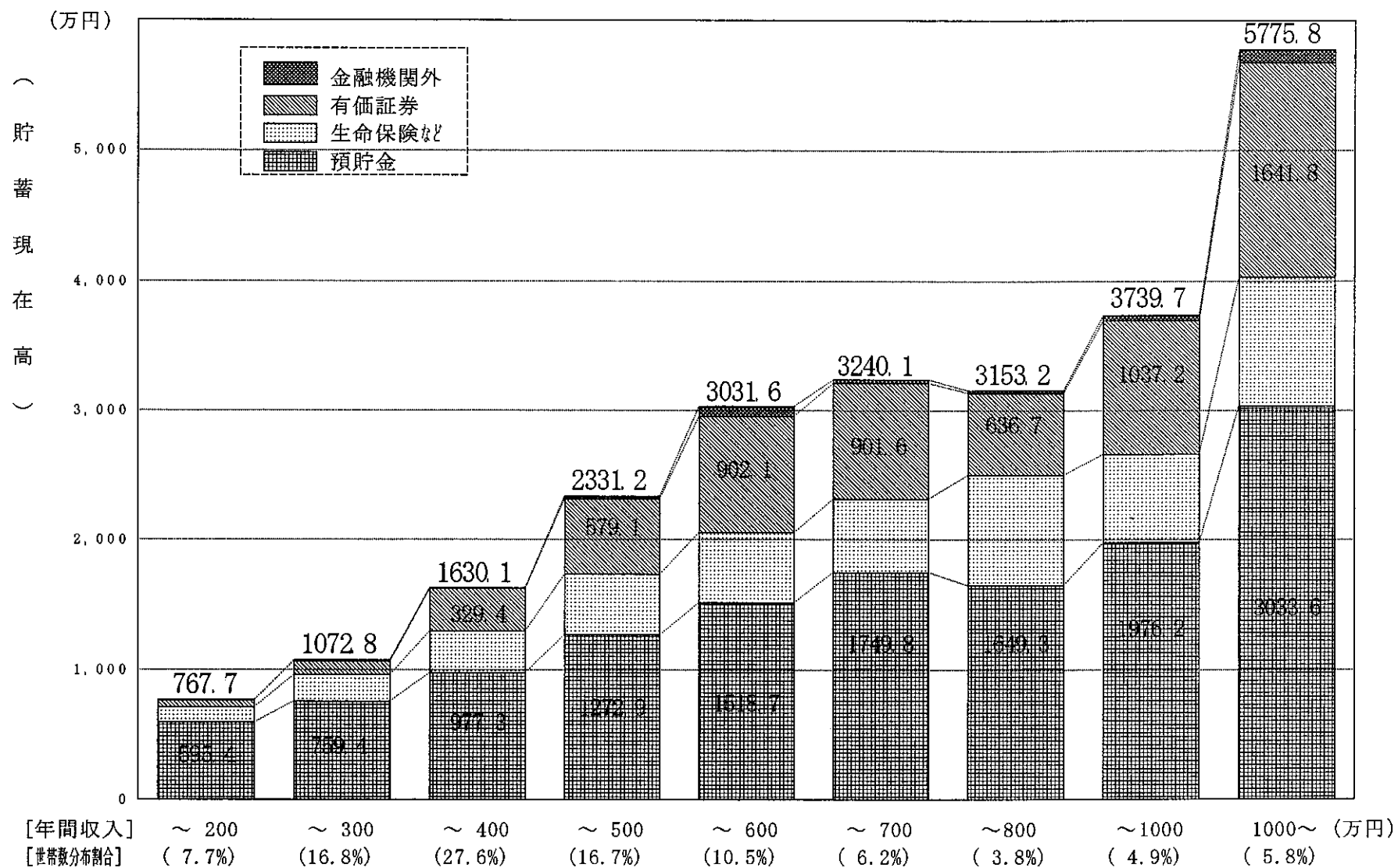
○ 非課税貯蓄残高（平成9年度末）

677,554億円

→ 1人当たり 335万円

（注）老人等非課税貯蓄制度の対象者は、65歳以上の者のほか、障害者等も対象とされている。

高齢者夫婦世帯の年間収入階級別貯蓄現在高状況



(備考) 「全国消費実態調査 特定世帯編 (総務庁、平成6年)」第43表による。